

平成16年3月26日
長野県協同電算

「あらためて、下記三点について議論することを提案する」

JJ100.01第三版を制定する前に、下記三点について議論することを提案する。

- 1) JJ100.01第二版では、隣接カッド内の4回線に存在する干渉源(「モデルx4」と呼ぶ)が被干渉源に与える影響と、同一カッド内の1回線に存在する干渉源(「モデルx1」と呼ぶ)が被干渉源に与える影響は、ほぼ等価である。しかし弊社が行った試験によれば、モデルx4が被干渉源に与える影響は、モデルx1が被干渉源に与える影響よりもかなり大きい。したがって第三版では、基準となる線路のパラメータ値をより適切な値に変更する等の作業が施されなければならないと考える。尚、弊社が過去の寄書等に記載し、あるいは過去の会議等で発言した「周波数が高くなれば、干渉源の収容位置よりも干渉源の数のほうが問題になる」、「干渉源をひとつ飛びカッド内にも収容すべきである」等の提案や意見は、太さが均一のメタル線を使って構築した線路(「ユニゲージ」と呼ぶ)の下では適切でないと考え。線路がユニゲージの場合に限定して、過去の提案や発言を撤回する。
- 2) 一部の事業者等から、「過去に、FDD方式のADSL回線の上り帯域を犠牲にしてフルオーバラップ方式のADSL回線(「OL」と呼ぶ)の収容を容認したわけであるから、FDD方式のADSL回線(「FD」と呼ぶ)の下り帯域を犠牲にして上り帯域を拡張したADSL回線(「EU」と呼ぶ)の収容を容認しないのは、不公平である」との意見があった。しかし弊社が行った試験によれば、OLがFDの上り帯域に及ぼす影響は、EUがFDの下り帯域に及ぼす影響よりも小さい。したがって一部事業者等の意見に沿ってEUの収容を容認するとしても、第三版では、EUがFDの下り帯域に及ぼす影響を、少なくともOLがFDの上り帯域に及ぼす影響と同程度にまで規制しなければならないと考える。尚、「ISDNがFDの下り帯域に及ぼす影響と同程度に、EUがFDの下り帯域に及ぼす影響を規制する」という従来の考えには、反対する。
- 3) JJ100.01第二版では、太さの異なるメタル線を組み合わせて構築した線路(「マルチゲージ」と呼ぶ)に対する考察が十分なされていない。しかし弊社が行った試験によれば、マルチゲージの伝送損失や干渉による影響は、ユニゲージの伝送損失や干渉による影響よりも予想外に大きい。したがって第三版は、マルチゲージの伝送損失や干渉による影響を十分検証して考察し、制定されなければならないと考える。尚、マルチゲージの伝送損失や干渉による影響が十分検証され、十分考察されて線路に適切なパラメータ値が付与され、あるいは新しいモデル等が考案されるまでの間、弊社が過去の寄書等に記載し、あるいは過去の会議等で発言した「3.5kmの限界線路長下でFDの下り伝送速度を4Mbps以上担保すべきである」等の提案や意見は留保する。

上記三点の根拠として、以下の題名の各寄書を別途提出する。

- 「マルチゲージの伝送損失は予想外に大きい」
- 「モデルx4の干渉による影響はモデルx5に近い」
- 「OLの干渉による影響はあまり大きくない」
- 「マルチゲージは、干渉による影響も予想外に大きい」

また各寄書に記載されている試験で使用了メタル線の特性を「別紙」に記載する。尚、上記三点について十分な検証と考察、そして議論がなされ、その結果を尊重して制定された第三版の下で妥当な規制が施されない限り、弊社はEU(上り帯域を拡張したADSL回線)の収容を容認しない。

以上